事　務　連　絡
令和3年7月5日
(2021年)

城陽市指定給水装置工事事業者　各位

城陽市上下水道部
上下水道課長

給水装置工事基準の一部改正について

平素は、本市水道事業にご協力いただきありがとうございます。

本市給水装置工事基準の一部を、下記のとおり令和3年9月1日に改正・施行しますのでお知らせします。

現在、既存の給水管口径を増径する場合は、サドル分水栓交換器を用いて増径していますが、令和3年9月1日以降は、既設分水栓に閉栓キャップを取り付け閉栓し、新たに増径するサドル付分水栓を設置することになります。これに伴い、サドル分水栓交換器の貸与は、令和3年9月1日以降行いません。

記

給水装置工事基準

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現　　　行	改　正　後
第2章　指定区間の設計及び施工 略 ［設計］ 略 7　給水管の分岐 （1）・（2）・（3）・（4）　略 略 ※1　サドル付分水栓で分岐している既設給水管を増径させる工事で、同一箇所・同一経路にて給水管を布設しなおす場合は、サドル分水栓交換器を用いてサドル付分水栓を増径させる必要がある。 ※2・※3　略 注）略 （5）略	第2章　指定区間の設計及び施工 略 ［設計］ 略 7　給水管の分岐 （1）・（2）・（3）・（4）　略 略 ※1　給水管を増径する場合は、原則、分水栓用閉栓キャップを取り付け閉栓し、新たにサドル付分水栓を設置する。 ※2・※3　略 注）略 （5）略